

欧州連合
意匠理事会規則

共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No. 6/2002

2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正

2013 年 7 月 1 日統合版

目次

第 I 編 総則

第 1 条 共同体意匠

第 2 条 商標意匠庁

第 II 編 意匠に関する法律

第 1 節 保護要件

第 3 条 定義

第 4 条 保護要件

第 5 条 新規性

第 6 条 独自性

第 7 条 開示

第 8 条 技術的機能によって決定付けられる意匠及び相互連結の意匠

第 9 条 公の秩序及び道徳に反する意匠

第 2 節 保護の範囲及び存続期間

第 10 条 保護の範囲

第 11 条 無登録共同体意匠に係る保護の開始及び存続期間

第 12 条 登録共同体意匠に係る保護の開始及び存続期間

第 13 条 更新

第 3 節 共同体意匠の権利

第 14 条 共同体意匠の権利

第 15 条 共同体意匠の権利の主張

第 16 条 登録共同体意匠の権利についての判決の効果

第 17 条 共同体意匠の登録所有者に関する有利な推定

第 18 条 意匠創作者として名称表示を受ける権利

第 4 節 共同体意匠の効果

第 19 条 共同体意匠によって付与される権利

第 20 条 共同体意匠によって付与される権利についての制限

第 21 条 権利の消尽

第 22 条 登録共同体意匠に関する先使用权

第 23 条 政府使用

第 5 節 無効

第 24 条 無効宣言

第 25 条 無効理由

第 26 条 無効から生じる結果

第 III 編 所有権の対象としての共同体意匠

第 27 条 共同体意匠の国内意匠権としての取扱

第 28 条 登録共同体意匠の移転

第 29 条 登録共同体意匠に関する対物的権利

第 30 条 強制執行

第 31 条 支払不能訴訟手続

第 32 条 ライセンス許諾

第 33 条 第三者に対する効力

第 34 条 所有権の対象としての登録共同体意匠の出願

第 IV 編 登録共同体意匠の出願

第 1 節 出願書類の提出及びその条件

第 35 条 出願書類の提出及び送付

第 36 条 出願書類が遵守すべき条件

第 37 条 複合出願

第 38 条 出願日

第 39 条 共同体出願の国内出願との同等性

第 40 条 分類

第 2 節 優先権

第 41 条 優先権

第 42 条 優先権の主張

第 43 条 優先権の効果

第 44 条 博覧会優先権

第 V 編 登録手続

第 45 条 出願のための方式要件に関する審査

第 46 条 修正可能な不備

第 47 条 不登録理由

第 48 条 登録

第 49 条 公告

第 50 条 公告の延期

第VI編 登録共同体意匠の放棄及び無効

- 第51条 放棄
- 第52条 無効宣言を求める申請
- 第53条 申請の審査
- 第54条 侵害者とされている者による無効手続への参加

第VII編 審判請求

- 第55条 審判請求の対象とすることができる決定
- 第56条 審判請求をする権利を有する者及び審判請求手続の当事者となることができる者
- 第57条 審判請求の期限及び方式
- 第58条 中間修正
- 第59条 審判請求の審査
- 第60条 審判請求についての決定
- 第61条 司法裁判所に対する訴訟

第VIII編 商標意匠庁における手続

第1節 通則

- 第62条 決定の根拠とした理由の陳述
- 第63条 商標意匠庁による、その発意に基づく事実審査
- 第64条 口頭手続
- 第65条 証拠調べ
- 第66条 通知
- 第67条 原状回復
- 第68条 一般原則の援用
- 第69条 金銭債務の消滅

第2節 費用

- 第70条 費用配分
- 第71条 費用の額を定めた決定の執行

第3節 加盟国の公衆及び当局への情報提供

- 第72条 共同体意匠登録簿
- 第73条 定期刊行物
- 第74条 ファイルの閲覧
- 第75条 行政上の協力
- 第76条 刊行物の交換

第4節 代理

- 第77条 代理に関する一般原則
- 第78条 職業としての代理

第 IX 編 共同体意匠に関する訴訟の管轄権及び手続

第 1 節 管轄権及び執行

第 79 条 管轄権及び執行に関する条約の適用

第 2 節 共同体意匠の侵害及び効力に関する紛争

第 80 条 共同体意匠裁判所

第 81 条 侵害及び有効性に関する管轄権

第 82 条 国際管轄権

第 83 条 侵害に関する管轄権の範囲

第 84 条 共同体意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴

第 85 条 有効性の推定—理非に関する抗弁

第 86 条 無効判決

第 87 条 無効判決の効力

第 88 条 適用法

第 89 条 侵害訴訟における制裁

第 90 条 保護措置を含む暫定措置

第 91 条 関連訴訟に関する特則

第 92 条 第 2 審共同体意匠裁判所の管轄権—更なる上訴

第 3 節 共同体意匠に関するその他の紛争

第 93 条 共同体意匠裁判所でない国内裁判所の管轄権に関する補足規定

第 94 条 国内裁判所の義務

第 X 編 加盟国の法律に対する効果

第 95 条 共同体意匠及び国内意匠権を基礎とする並行訴訟

第 96 条 国内法を基礎とする他の保護方式との関係

第 XI 編 商標意匠庁に関する補足規定

第 1 節 通則

第 97 条 通則

第 98 条 手続言語

第 99 条 公告及び登録簿

第 100 条 長官の補充的権限

第 101 条 管理委員会の補充的権限

第 2 節 手続

第 102 条 権限

第 103 条 審査官

第 104 条 商標意匠管理法務部

第 105 条 無効部

第 106 条 審判部

第 XIa 編 意匠の国際登録

第 1 節 通則

第 106a 条 規定の適用

第 2 節 共同体を指定する国際登録

第 106b 条 国際出願の出願手続

第 106c 条 指定手数料

第 106d 条 欧州共同体を指定する国際登録の効果

第 106e 条 拒絶

第 106f 条 国際登録の効果の無効

第 XII 編 最終規定

第 107 条 施行規則

第 108 条 審判部の手続規則

第 109 条 委員会

第 110 条 経過規定

第 110a 条 共同体の拡張に関する規定

第 111 条 施行

欧州連合理事会は、
欧州共同体設立条約(以下「条約」と表記する)、特にその第 308 条を顧慮し、
欧州共同体委員会からの提案を顧慮し、
欧州議会(以下「議会」と表記する)の意見を顧慮し、
経済社会委員会の意見を顧慮し、
次の事情に鑑み、本規則を採択した。

- (1) 共同体全域における統一的効力のある統一的保護が与えられる共同体意匠を取得するための統一的制度は、条約に定められている共同体の目的を推進することになる。
- (2) ベネルクス諸国のみが統一的意匠保護法を導入している。他の全ての加盟国においては、意匠保護は関係国内法の問題であり、その国の領域に限定されている。それ故に、同一の意匠が、異なる加盟国において及び異なる所有者の利益のために、異なる保護を受ける可能性がある。この事実は必然的に、加盟国間での取引における対立をもたらす。
- (3) 加盟諸国の意匠法間の本質的相違が、共同体全域での競争を阻止し、歪曲している。意匠を組み込んだ製品の国内取引及び当該製品間での国内競争と比較すると、共同体内での取引及び競争は、多数の出願、官庁、手続、国内に限定された排他権、並びに総合すれば出願人にとって高額な費用及び手数料を伴う管理経費によって阻止され、歪曲されている。意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の議会及び理事会の指令 98/71/EC は、この状況を是正するのに貢献する。
- (4) 意匠保護の効力が、個々の加盟国の法律が近接しているか否かに拘らず、それぞれの加盟国の領域に限定されていることは、異なる個人が保有する国内的権利の主題である意匠を組み込んだ製品に関し、域内市場を分割する可能性をもたらし、それ故に、商品の自由移動についての障害となる。
- (5) このために、各加盟国において直接に適用される共同体意匠を創設することが必要である。その理由は、この方法によってのみ、1 の法律に基づく単一の手続に従って欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (trade marks and designs)) にする 1 の出願を通じ、全加盟国を包含する 1 の地域に対する 1 の意匠権を取得することが可能となるからである。
- (6) ここに提案する行動の目的、即ち全加盟国を包含する 1 の地域に対する 1 の意匠権による保護は、共同体意匠及び共同体意匠当局の創設に係る規模及び効果を理由として、加盟諸国がこれを十分に達成することは不可能であり、共同体段階においてより有利に達成することができるものであるが故に、共同体は、条約第 5 条に定められている補完の原則に従い、措置を採択することができる。同条に定められている均整の原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えないものとする。
- (7) 意匠保護の強化は、意匠分野における共同体の優秀性の総和への、個々の意匠創作者による貢献を推進するのみでなく、技術革新並びに新製品の開発及びそれに係る生産投資も奨励するものである。
- (8) それ故に、域内市場の必要性に適合した、現状より利用し易い意匠保護制度が、共同体産業にとって基本的に重要である。
- (9) 意匠法に関する本規則の実体的規定は、指令 98/71/EC のそれぞれの規定と整合するものでなければならない。
- (10) 技術的機能のみによって決定付けられる特徴に意匠保護を与えることによって、技術革

新が阻害されてはならない。これは、意匠に審美性を要求するものではないということに理解される。同様に、機械的部品の意匠に保護を拡大することによって、異なる製造元の製品に係る相互運用可能性が妨げられてはならない。従って、それらの理由で保護の対象外とされる意匠の特徴は、意匠の他の特徴が保護要件を満たしているか否かを評価する目的では、考慮に入れてはならない。

(11) しかしながら、モジュラー製品の機械的部品は、モジュラー製品の革新的特徴の重要要素を構成し、マーケティング上の主な利点となる可能性があり、それ故に、保護を受けるのに適格であるとしなければならない。

(12) 製品の通常の使用中には見ることができない構成部品に対しても、また構成部品の特徴であって、その部品を取り付けたときに見ることができないもの及びそれ自体が新規性及び独自性の要件を満たしていないものに対しても、保護を与えるべきでない。従って、それらの理由で保護の対象外とされる意匠の特徴は、意匠の他の特徴が保護要件を満たしているか否かを評価する目的では考慮に入れてはならない。

(13) 複合製品の外観に従属している保護意匠が、複合製品の構成部品である製品に適用されるか又は組み込まれている場合において、複合製品の元の外観を回復する修理のために当該保護意匠を使用することに関して加盟諸国の法律を全面的に近接化することは、指令 98/71/EC によっては達成することができなかった。欧州共同体委員会は、前記指令に関する調停手続の枠内で、指令に係る移行期限の 3 年後に、指令の成り行きに関し、特に最もその影響を受ける産業部門について再調査を行った。現状においては、理事会が欧州共同体委員会提案に基づいて当該問題について方針を決定するまでは、複合製品の外観に従属している意匠であって、複合製品の構成部品である製品に適用されるか又は組み込まれており、かつ、複合製品を元の外観に回復するためにする修理に使用されるものに関しては、共同体意匠としての保護を与えないことが適切である。

(14) 意匠が独自性を有するか否かに関する評価は、事情に通じた使用者がその意匠を見るときに与えられる全体的な印象が、既存の意匠群によって当該使用者に与えられるものと明らかに異なるか否かということ为基础としなければならない。その際、意匠を適用するか又は組み込む対象である製品の内容、並びに特に当該意匠が属する産業分野及び当該意匠の開発に当たっての意匠創作者の自由度を考慮するものとする。

(15) 共同体意匠は、できる限り、共同体における全ての産業分野の要求に応えるものでなければならない。

(16) これらの部門の一部は、往々にして市場寿命が短い製品のための意匠を多数制作しており、その場合、登録に伴う種々の手続の負担を必要としない保護が有利であり、保護期間はそれほど重要ではない。他方、産業分野の中には、登録によって与えられるより大きな法的確実性のために登録の利点を評価し、その製品について予想する市場寿命に応じた、より長期間の保護を可能とするよう要求するものもある。

(17) この事実は、2 の保護方式を要求する。すなわち、1 の方式は短期の無登録意匠であり、他の方式は、より長期の登録意匠である。

(18) 登録共同体意匠は、方式要件を満たしており、かつ、出願日が認定された全ての出願を登録する登録簿の設置及び維持を必要とする。この登録制度は原則として、保護要件への適合に関する登録前の実体審査を基礎としないようにし、それによって、出願人の側での登録その他の手続の負担を最小限に留めなければならない。

(19) 共同体意匠は、その意匠が他の意匠と比較して、新規性を有さない限り、かつ、独自性も有さない限り、維持されるべきではない。

(20) 意匠創作者又はその権原承継人が、登録共同体意匠から生じる保護が望ましいか否かを決定する前に、その意匠を具現化した製品を市場でテストすることができるようにすることも必要である。このためには、登録共同体意匠の出願日前 12 月の期間に行われた意匠創作者若しくはその権原承継人による意匠の開示、又は濫用的開示が、当該意匠の新規性又は独自性を評価する上で、不利にならないよう規定する必要がある。

(21) 登録共同体意匠によって付与される権利の排他的性格は、より大きな法的確実性という目的に合致する。しかしながら、無登録共同体意匠は、複製を禁止する権利のみを構成するものとするのが適切である。従って、第 2 の意匠創作者が独立して到達した意匠の成果である意匠製品にまでは及ばないことになる。この権利は、侵害意匠を具現化した製品の取引に対しても適用されるべきである。

(22) これらの権利の行使は、国内法に委ねられることになっている。それ故に、全ての加盟国における何らかの基本的、統一的制裁を規定することが必要である。当該制裁が、行使を求める基礎となる管轄権に拘らず、侵害行為を停止させることを可能にすることになろう。

(23) 第三者が、登録共同体意匠による保護範囲内に含まれているが登録共同体意匠の複製ではない意匠を、共同体内における商業目的のためであるにしても、善意で既に使用を開始しているか又は当該目的のために既に真摯かつ実効的な準備を行っている事実を立証することができるときは、当該第三者は、その意匠を一定の条件の下で利用することができる。

(24) 本規則の基本目的の 1 は、登録共同体意匠の取得手続が出願人に課す負担及び困難を最低限にし、中小企業及び個人の意匠創作者が容易にそれを利用することができるようにすることにある。

(25) 産業分野の内、短寿命となりそうな意匠を短期間に多数創出するが、最終的にはその一部のみが商業化される可能性があるにすぎない分野は、無登録共同体意匠に利点を見出すであろう。更に、これらの分野に対しては、登録共同体意匠による保護を求め易くする必要もある。従って、多数の意匠を 1 の複合出願に取りまとめるという選択権は、この必要を満たすことになろう。しかしながら、複合出願に含まれる意匠は、権利の行使、ライセンス許諾、対物的権利、強制執行、支払不能訴訟手続、放棄、更新、譲渡、公告の延期又は無効宣言の目的では、相互に異なる処理を受けることができる。

(26) 共同体意匠の登録の後に通常公告が行われる場合によっては、その意匠に係る事業の成功を破壊するか又は危険に曝す可能性がある。合理的な期間に亘り、公告を延期するという便宜は、この場合の解決策を提供する。

(27) 登録共同体意匠の有効性に関する訴訟の審理手続を単一の場所において行うことは、異なる国内裁判所を含む手続に比べて、費用及び時間の節約をもたらすことになるであろう。

(28) 従って、審判部に審判請求し、最終的には(欧州共同体の)司法裁判所に上訴する権利を含む保護手段を提供することが必要である。当該手続は、共同体意匠に関する効力要件についての統一的解釈を進展させる上で役立つであろう。

(29) 共同体意匠によって付与される権利が共同体全域において効率的な方法で行使されることは、基本的に重要なことである。

(30) 訴訟制度においては、できる限り「法廷地漁り」を回避しなければならない。従って、国際的管轄権に関する明確な規則を制定する必要がある。

(31) 本規則は、共同体意匠によって保護される意匠に対し、加盟諸国の工業所有権法又はその他の関連法であって、登録によって取得される意匠保護に関するもの、又は無登録の意匠、商標、特許及び実用新案、不正競争若しくは民事責任に関するものの適用を排除しない。

(32) 著作権法の完全な調和が欠如している現状においては、著作権保護の範囲及び当該保護を受けるための条件の制定は加盟諸国の自由に委ねながら、共同体意匠及び著作権法に基づく保護の累積に関する原則を制定することが重要である。

(33) 本規則を施行するために必要な措置は、欧州共同体委員会に付与された執行権限を行使するための手続を定めた 1999 年 6 月 28 日の理事会決定 1999/468/EC に従って採択しなければならない。

第 I 編 総則

第 1 条 共同体意匠

- (1) 本規則に含まれる条件を満たす意匠を、以下「共同体意匠」という。
- (2) 意匠は、次の方法によって保護するものとする。
 - (a) 「無登録共同体意匠」。ただし、本規則に定められた方式によって公衆の利用に供されていることを条件とする。
 - (b) 「登録共同体意匠」。ただし、本規則に定められた方式によって登録されていることを条件とする。
- (3) 共同体意匠は、一元性を有するものとする。共同体意匠は、共同体全域を通じ同等の効力を有するものとする。共同体意匠は、共同体全体についてする場合を除き、登録し、移転し若しくは放棄すること、又は無効宣言をする決定の対象とすることができず、またその実施を禁止することもできない。この原則及びその含意は、本規則に別段の定めがない限り、これを適用するものとする。

第 2 条 商標意匠庁

共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94(以下「共同体商標規則」という)によって設立された欧州共同体商標意匠庁(以下「商標意匠庁」という)が、本規則によって同庁に委任された業務を行うものとする。

第 II 編 意匠に関する法律

第 1 節 保護要件

第 3 条 定義

本規則の適用上、

- (a) 「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。
- (b) 「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。
- (c) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。

第 4 条 保護要件

- (1) 意匠が新規性及び独自性を有している限り、その意匠は、共同体意匠として保護するものとする。
- (2) 複合製品の構成部品である製品に適用され又は組み込まれた意匠は、次の条件を満たしている場合에만、新規性及び独自性を有しているものとみなす。
 - (a) 構成部品を複合製品に組み込んだ場合に、その構成部品が、複合製品の通常使用中に引き続き見ることができるものであること、及び
 - (b) 構成部品の可視的特徴それ自体が、新規性及び独自性の要件を満たしていること
- (3) (2)(a)の意味における「通常使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、整備又は修理作業を除く。

第 5 条 新規性

- (1) 次の日より前に、同一意匠が公衆の利用に供されていない意匠は、新規であるとみなす。
 - (a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日
 - (b) 登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠に係る登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日
- (2) 複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一であるとみなす。

第 6 条 独自性

- (1) 意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、次の日前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなす。
 - (a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日
 - (b) 登録共同体意匠の場合は、登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日
- (2) 独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考

慮しなければならない。

第7条 開示

(1) 第5条及び第6条の適用上、意匠が、第5条(1)(a)及び第6条(1)(a)、又は第5条(1)(b)及び第6条(1)(b)に定めた日の内の何れか該当する日より前に、登録の後若しくはその他の形で公表され、又は展示され、業として使用され、若しくはそれ以外の方法で開示されていた場合は、これらの事柄が、共同体内で営業する当該分野の専門業界にとって、通常の事業過程では合理的に知ることができないものであったときを除き、その意匠は公衆の利用に供されていたものとみなす。ただし、意匠が第三者に対し、明示的又は黙示的な秘密保持の条件の下で開示されていたという理由のみでは、その意匠は公衆の利用に供されていたとはみなさない。

(2) 登録共同体意匠による保護を求める意匠が、次の条件の下で公衆の利用に供されていた場合は、その開示は第5条及び第6条の適用上、考慮に入れない。

(a) 意匠創作者、その権原承継人によって、又は意匠創作者若しくはその権原承継人が提供した情報若しくは行った行為の結果として、第三者によって行われていること、及び

(b) 出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に先行する12月の期間中に行われていること

(3) (2)は、意匠が意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として公衆の利用に供されていたときも適用する。

第8条 技術的機能によって決定付けられる意匠及び相互連結の意匠

(1) 共同体意匠は、専ら技術的機能によって決定付けられる製品外観の特徴には存在しないものとする。

(2) 共同体意匠は、製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に正確な形状及び寸法で再現しなければならないものには存在しないものとする。

(3) (2)に拘らず、共同体意匠は、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な製品の複合的組立又は連結を可能にする目的にかなう意匠には、第5条及び第6条に規定した条件の下で、存在するものとする。

第9条 公の秩序及び道徳に反する意匠

共同体意匠は、公の秩序又は容認された道徳の原則に反する意匠には存在しないものとする。

第2節 保護の範囲及び存続期間

第10条 保護の範囲

(1) 共同体意匠によって与えられる保護の範囲には、事情に通じた使用者に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。

(2) 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠創作者の自由度を考慮するものとする。

第 11 条 無登録共同体意匠に係る保護の開始及び存続期間

(1) 第 1 節に基づく要件を満たす意匠は、その意匠が共同体内において最初に公衆の利用に供された日から 3 年間、無登録共同体意匠によって保護を受けるものとする。

(2) 意匠が公表され、展示され、業として使用され、又は共同体内で事業を営む関係分野の専門業界がこれらの事柄を通常の事業過程において合理的に知ることができるようなその他の方法で開示されているときは、その意匠は、(1)の適用上、公衆の利用に供されたものとみなす。ただし、意匠が第三者に対し、明示的又は黙示的な秘密保持の条件の下で開示されていたという理由のみでは、その意匠が公衆の利用に供されていたとはみなさない。

第 12 条 登録共同体意匠に係る保護の開始及び存続期間

第 1 節による要件を満たす意匠は、商標意匠庁によって登録されたときは、当該出願の出願日から 5 年間、登録共同体意匠によって保護されるものとする。権利所有者は保護の存続期間を 5 年間を単位として、1 又はそれ以上の回数で延長することができるが、存続期間の合計は出願日から 25 年を限度とする。

第 13 条 更新

(1) 登録共同体意匠の登録は、権利所有者又は当該人から明示して委任された者からの請求があったときは、更新手数料が納付されていることを条件として、更新されるものとする。

(2) 商標意匠庁は、登録共同体意匠に係る権利所有者、及び当該登録共同体意匠に関し、第 72 条にいう共同体意匠登録簿(以下「登録簿」という)に登録されている権利を有する者に対し、登録期間の満了について、その満了前の適切な時期に通知しなければならない。前記の通知をしないことによって、商標意匠庁に責任が生じることはないものとする。

(3) 更新請求書の提出及び更新手数料の納付は、保護が終了する月の末日に終了する 6 月の期間内に行わなければならない。これを行わなかった場合は、請求書の提出及び手数料の納付を第 1 文にいう日から 6 月の追加期間内に行うことができる。ただし、当該追加期間内に割増手数料を納付することを条件とする。

(4) 更新は、現存の登録が満了する日の翌日に効力を生じるものとする。更新は、登録簿に登録されるものとする。

第 3 節 共同体意匠の権利

第 14 条 共同体意匠の権利

(1) 共同体意匠の権利は、意匠創作者又はその権原承継人に帰属するものとする。

(2) 2 以上の者が共同して意匠を創作した場合は、共同体意匠の権利は、それらの者に連帯的に帰属するものとする。

(3) ただし、従業者が職務の遂行中に又は使用者が与えた指示に従って意匠を開発した場合は、別段の合意がない又は国内法に別段の定めがない限り、共同体意匠に関する権利は使用者に帰属するものとする。

第 15 条 共同体意匠の権利の主張

(1) 第 14 条に基づく権利を有さない者が、無登録共同体意匠を開示するか若しくはそれに係る権利を主張した場合、又はその者の名義で登録共同体意匠を出願若しくは登録した場合は、前記の規定による権利を有する者は、自己が使用することのできる他の救済手段を損なうことなく、自己を共同体意匠の適法の所有者として承認するよう主張することができる。

(2) 共同体意匠に関する権利の共有者の場合は、(1)に従って、共有者として承認するよう主張することができる。

(3) (1)又は(2)に基づく法的手続は、登録共同体意匠の公告日又は無登録共同体意匠の開示日から 3 年が経過した後は、提起することができないものとする。本規定は、共同体意匠の権利を有さない者が、その意匠が出願され、開示され又は同人へ移転されたときに、悪意で行動していた場合は適用しない。

(4) 登録共同体意匠の場合は、次の事項を登録簿に登録するものとする。

(a) (1)に基づく法的手続が開始された旨の記事

(b) 当該手続に関する終局決定又はそれ以外の終結

(c) 終局決定に起因する登録共同体意匠の所有権の変更

第 16 条 登録共同体意匠の権利についての判決の効果

(1) 第 15 条(1)に基づく法的手続の結果、登録共同体意匠の所有権に全面的変更が生じた場合は、ライセンスその他の権利は、登録簿に権利を有する者が登録されたときに消滅するものとする。

(2) 第 15 条(1)に基づく法的手続の開始が登録される前に、登録共同体意匠の所有者又はライセンシーがその意匠を共同体内で実施していたか、又はその実施のための真摯かつ実効的な準備をしていた場合は、当該人が施行規則に定められている期間内に、登録簿に名義が登録された新たな所有者に非排他的ライセンスを請求することを条件として、その実施を継続することができる。当該ライセンスは、合理的な期間を対象とし、かつ、合理的な条件に基づいて付与しなければならない。

(3) (2)は、登録共同体意匠の所有者又はそれに係るライセンシーが、意匠の実施又はそのための準備を開始したときに悪意で行動していた場合は、適用しないものとする。

第 17 条 共同体意匠の登録所有者に関する有利な推定

登録共同体意匠の名義人、又は登録前においては、出願の名義人は、商標意匠庁に対する全ての手続並びにその他の一切の手続において、権利を有する者であるとみなす。

第 18 条 意匠創作者として名称表示を受ける権利

意匠創作者は、登録共同体意匠の出願人又は所有者と同様に、商標意匠庁に対し及び登録簿において、意匠創作者としてその名称の表示を受ける権利を有するものとする。意匠が共同作業の成果である場合は、集団としての名称表示を個別の意匠創作者の名称表示に代えることができる。

第 4 節 共同体意匠の効果

第 19 条 共同体意匠によって付与される権利

(1) 登録共同体意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を実施することを防止する排他権を付与するものとする。前記の実施には特に、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵を含めるものとする。

(2) ただし、無登録共同体意匠は、その所有者に対し、異議を申し立てられた実施が保護意匠の複製から生じている場合にのみ、(1)にいう行為を防止する権利を付与するものとする。異議を申し立てられた実施が、所有者により公衆の利用に供された意匠を熟知しているとは合理的に考えられない意匠創作者による独立した創作作品から生じている場合は、その実施は、保護意匠の複製から生じたものとみなさない。

(3) (2)は、公告延期の対象である登録共同体意匠に対しても、その意匠に係る登録簿の記載事項及びファイルが第 50 条(4)に従って公衆の閲覧に供されていない場合に、適用するものとする。

第 20 条 共同体意匠によって付与される権利についての制限

(1) 共同体意匠によって付与される権利は、次の行為に対しては行使することができない。

(a) 私的に、非商業目的で行われる行為

(b) 実験目的で行われる行為

(c) 引用又は教授の目的での複製行為。ただし、当該行為が公正な取引慣行に合致しており、かつ、その意匠に係る通常の利用を不当に害さないこと、及びその出所についての言及がされることを条件とする。

(2) 更に、共同体意匠によって付与される権利は、次の事項に関しても行使することができない。

(a) 第三国登録の船舶及び航空機の装備品であって、それらが一時的に共同体の領域に入るとき

(b) 当該輸送手段を修理する目的での予備部品及び付属部品の共同体への輸入

(c) 当該輸送手段に関する修理の実施

第 21 条 権利の消尽

共同体意匠の保護範囲内に含まれる意匠が組み込まれているか又は適用されている製品が、共同体意匠の所有者によって又はその同意を得て共同体市場に投入されている場合は、共同体意匠によって付与される権利は、その製品に関する行為には及ばないものとする。

第 22 条 登録共同体意匠に関する先使用权

(1) 登録共同体意匠に関する保護範囲に含まれており、当該意匠から複製されたものでない意匠の実施を、当該意匠に係る出願の出願日前又は優先権が主張されている場合はその優先日前に、共同体内において善意で開始していたこと又はその目的で真摯かつ実効的な準備をしていたことを証明することができる第三者については、先使用权が存在するものとする。

(2) 先使用权は、前記の第三者に対し、登録共同体意匠に係る出願日又は優先日前に実施をしていた又は真摯かつ有効な準備をしていた目的のために、その意匠を利用する権利を与えるものとする。

(3) 先使用权は、別の者にその意匠を利用するライセンスを付与することには及ばないものとする。

(4) 先使用权は、前記の第三者が事業体である場合において、その行為が実行されていたか又は準備がされていた事業体の該当部分と共にするときを除き、移転することができない。

第23条 政府使用

政府による又は政府のための国内意匠の使用を許容する加盟国の法律の規定は、共同体意匠に対して適用することができるが、その使用が基本的な防衛又は安全保障の上で必要な限りにおいてのみとする。

第5節 無効

第24条 無効宣言

(1) 登録共同体意匠は、第VI編及び第VII編の手続による商標意匠庁に対する申請により、又は侵害訴訟手続における反訴を基にして共同体意匠裁判所により、無効が宣言されるものとする。

(2) 共同体意匠は、共同体意匠が消滅したか又は放棄された後であっても、無効を宣言することができる。

(3) 無登録共同体意匠は、共同体意匠裁判所が、同裁判所への申請により又は侵害訴訟手続における反訴を基にして、無効を宣言するものとする。

第25条 無効理由

(1) 共同体意匠は、次に該当する場合にのみ、その無効を宣言することができる。

(a) 意匠が第3条(a)による定義に適合していないこと

(b) 意匠が第4条から第9条までの要件を満たしていないこと

(c) 裁判所決定の結果、権利所有者が第14条に基づく共同体意匠の権利を有していないこと

(d) 共同体意匠が、当該共同体意匠の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日の後に公衆の利用に供されており、かつ、前記の日より先の日から、次のものにより保護されている先の意匠と抵触していること

(i) 登録共同体意匠若しくはその出願、又は

(ii) 加盟国の登録意匠権若しくはその出願、又は

(iii) 1999年7月2日にジュネーヴで採択された、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下「ジュネーヴアクト」という)であって、理事会決定954/2006により承認されて共同体において有効となったものに基づいて登録された意匠権若しくはその出願

(e) 識別性を有する標識が後の意匠に使用されており、かつ、当該標識を規制する共同体法又は加盟国の法律が、当該標識の権利所有者に、その使用を禁止する権利を付与していること

(f) 意匠が、加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物に関する無許可使用を構成していること

(g) 意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第6条の3に掲

げられている事項，又は何れかの記章，徽章及び紋章であって，前記の第6条の3の対象とされていないが，加盟国において特別の公益を有するものに関する不当使用を構成していること

(2) (1)(c)に定めた理由は，第14条に基づいて共同体意匠の権利を有する者に限り援用することができる。

(3) (1)(d)，(e)及び(f)に定めた理由は，先の権利に関する出願人又は所有者に限り援用することができる。

(4) (1)(g)に定めた理由は，その使用に関係する者又は法主体に限り援用することができる。

(5) (3)及び(4)は，加盟国が，(1)(d)及び(g)に定めた理由は自国の管轄当局も自発的に援用することができる旨を定める自由を損なわないものとする。

(6) (1)(b)，(e)，(f)又は(g)に従って無効を宣言された共同体意匠は，当該意匠が補正された形態において保護の要件を満たし，かつ，その意匠の同一性を保持する場合は，補正された形態で維持することができるものとする。補正された形態での「維持」には，登録共同体意匠の所有者による権利の一部放棄を伴う登録又は登録共同体意匠の一部無効を宣言する裁判所決定若しくは商標意匠庁による決定の登録簿への登録を含めることができる。

第26条 無効から生じる結果

(1) 共同体意匠は，その無効が宣言された限りにおいて，本規則に定められた効果を初めから有していなかったものとみなす。

(2) 共同体意匠所有者の側における過失若しくは善意の欠如に起因する損害についての補償請求又は不当利得の何れかに関する国内法の規定に従うことを条件として，共同体意匠の無効に関する遡及効果は，次の事項には影響を及ぼさないものとする。

(a) 侵害に関する決定であって，無効決定の前に終局決定の効力を取得し，かつ，執行されたもの

(b) 無効決定の前に締結され，当該決定前に履行された契約。ただし，該当する契約に基づいて既に支払われている金額については，状況によって正当化される範囲で，衡平を理由として返還を求めることができる。

第 III 編 所有権の対象としての共同体意匠

第 27 条 共同体意匠の国内意匠権としての取扱

(1) 第 28 条, 第 29 条, 第 30 条, 第 31 条及び第 32 条に別段の定めがない限り, 所有権の対象としての共同体意匠は, その全体に関し及び共同体全域に対し, 次の条件に該当する加盟国の国内意匠権として取り扱うものとする。

(a) 該当する日に, 意匠所有者がその所在地又は住所を有している国, 又は

(b) (a)が適用されない場合は, 該当する日に, 意匠所有者が施設を有している国

(2) 登録共同体意匠の場合は, (1)は, 登録簿への登録に従って適用する。

(3) 共有者の場合は, その内の 2 以上の者が(1)による条件を満たしているときは, 同項にいう加盟国は, 次の方式によって定めるものとする。

(a) 無登録共同体意匠については, 共有者間の合意によって指定された該当する 1 の共有者を基準として

(b) 登録共同体意匠の場合は, 登録簿に記載されている該当する共有者の内, 最初に記載されている者を基準として

(4) (1), (2)及び(3)に該当しない場合は, 商標意匠庁が所在している加盟国とする。

第 28 条 登録共同体意匠の移転

登録共同体意匠の移転は, 次の規定に従うものとする。

(a) 当事者の 1 から請求があったときは, 移転を登録簿に登録し, かつ, 公告するものとする。

(b) 移転が登録簿に登録されるまでは, 権原承継人は, 共同体意匠の登録から生じる権利を行使することができない。

(c) 商標意匠庁との手続において遵守されるべき期限が存在するときは, 権原承継人は, 商標意匠庁が移転に関する登録請求を受領した後に, 商標意匠庁に対してそれに関連する陳述を行うことができる。

(d) 第 66 条により登録共同体意匠の所有者への通知を要する全ての書類に関しては, 商標意匠庁は, 所有者又は代理人が選任されている場合は代理人をその宛先としなければならない。

第 29 条 登録共同体意匠に関する対物的権利

(1) 登録共同体意匠は, 担保として提供すること又は対物的権利の対象とすることができる。

(2) 当事者の 1 からの請求があったときは, (1)に記載した権利を登録簿に登録し, かつ, 公告しなければならない。

第 30 条 強制執行

(1) 登録共同体意匠は, 強制執行において差し押さえることができる。

(2) 登録共同体意匠に係る強制執行手続に関しては, 第 27 条に従って決定される加盟国の裁判所及び当局が排他的管轄権を有するものとする。

(3) 当事者の 1 からの請求があったときは, 強制執行は登録簿に登録し, かつ, 公告しなければならない。

第 31 条 支払不能訴訟手続

- (1) その領域内に債務者の主たる利益の中心がある加盟国において開始される支払不能訴訟手続のみが、その手続に共同体意匠を含めることができる。
- (2) 共同体意匠が共有されている場合は、(1)は、共有者の持分に関して適用するものとする。
- (3) 支払不能訴訟手続に共同体意匠が含まれている場合において、管轄権を有する国内当局からの請求があったときは、登録簿にその旨の登録を行い、かつ、第 73 条(1)にいう共同体意匠公報に公告しなければならない。

第 32 条 ライセンス許諾

- (1) 共同体意匠に関しては、共同体の全域又は一部を対象として、ライセンスを許諾することができる。ライセンスは、排他的又は非排他的なものとするができる。
- (2) 共同体意匠の所有者は、契約に関する法律に基づく如何なる法的手続も損なうことなく、ライセンシーであって、ライセンス許諾契約に規定されている存続期間、意匠を使用することができる形態、ライセンス付与の対象である製品の範囲及びライセンシーが製造する製品の品質に関する規定に違反した者に対し、共同体意匠によって付与された権利を行使することができる。
- (3) ライセンシーは、共同体意匠についての権利所有者の同意を得た場合にのみ、ライセンス許諾契約の規定を損なうことなく、当該意匠の侵害に対する訴訟を提起することができる。ただし、排他的ライセンスの所有者は、共同体意匠についての権利所有者が、侵害に対する訴訟を提起するよう通知を受けた後、適切な期間内に自ら侵害訴訟を提起しない場合は、当該訴訟を提起することができる。
- (4) ライセンシーは、本人が被った損害に対する補償を得るために、共同体意匠についての権利所有者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有するものとする。
- (5) 登録共同体意匠の場合、当該権利に関するライセンスの付与又は移転は、当事者の 1 から請求があったときは、これを登録簿に登録し、かつ、公告しなければならない。

第 33 条 第三者に対する効力

- (1) 第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条にいう法的行為の第三者に対する効力は、第 27 条に従って決定される加盟国の法律に準拠する。
- (2) ただし、登録共同体意匠に関しては、第 28 条、第 29 条及び第 32 条にいう法的行為は、登録簿に登録した後のみ、全ての加盟国の第三者に対して効力を有するものとする。前記の規定に拘らず、登録される前の当該行為は、当該行為の日の後に共同体意匠に関する権利を取得したが、権利を取得した日に当該行為について知っていた第三者に対しては、効力を有するものとする。
- (3) (2)は、事業体全体の移転により又は他の一般承継により、登録共同体意匠又は登録共同体意匠に関する権利を取得した者には適用しないものとする。
- (4) 支払不能の分野において加盟国に対する共通規則が施行されるときまでは、支払不能訴訟手続の第三者に対する効力は、この分野に適用される国内法又は規則に基づいて当該手続が最初に提起された国の法律に準拠するものとする。

第 34 条 所有権の対象としての登録共同体意匠の出願

- (1) 所有権の対象としての登録共同体意匠の出願は、その全体において及び共同体全域に関し、第 27 条に従って決定された加盟国の国内意匠権として取り扱うものとする。
- (2) 第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条及び第 33 条は、登録共同体意匠の出願に準用する。それらの規定の 1 による効力が、登録簿への登録を条件としている場合は、その手続は、その後に生じる登録共同体意匠の登録のときに満たされるものとする。

第 IV 編 登録共同体意匠の出願

第 1 節 出願書類の提出及びその条件

第 35 条 出願書類の提出及び送付

- (1) 登録共同体意匠の出願は、出願人の選択により、次の何れかにしなければならない。
 - (a) 商標意匠庁、又は
 - (b) 加盟国の工業所有権中央官庁、又は
 - (c) ベネルクス諸国においては、ベネルクス意匠庁
- (2) 出願書類が加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁に提出された場合は、当該官庁は提出後 2 週間以内に、その出願書類を商標意匠庁に送付するためのあらゆる手段を講じなければならない。当該官庁は出願人に、出願書類の受領及び送付に係る管理費を超えない手数料を課すことができる。
- (3) 商標意匠庁は、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁から送付された出願書類を受領した後速やかに、出願人に対し、商標意匠庁における受領日を表示して、受領した旨を通知しなければならない。
- (4) 本規則の施行後 10 年以上の期間が経過したとき、欧州共同体委員会は、登録共同体意匠に係る出願制度の運営に関する報告書を作成するものとし、それには欧州共同体委員会が適切と考える改正案を添付する。

第 36 条 出願書類が遵守すべき条件

- (1) 登録共同体意匠の出願には、次を含めなければならない。
 - (a) 登録願書
 - (b) 出願人を確認する情報
 - (c) 意匠の表示であって、複製に適したもの。ただし、出願の対象が平面意匠であり、かつ、出願に、第 50 条による公告延期の請求が含まれている場合は、見本をもって意匠の表示に代えることができる。
- (2) 更に、出願書類には、その意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示を含めなければならない。
- (3) 前記の他に、出願書類には次を含めることができる。
 - (a) 表示又は見本を説明する説明書
 - (b) 第 50 条による、登録公告の延期を求める請求書
 - (c) 出願人が代理人を選任している場合は、代理人を確認する情報
 - (d) 意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品に関するクラス別分類
 - (e) 意匠創作者若しくは意匠創作者集団に係る名称表示、又は出願人の責任において行う、創作者又は創作者集団が名称表示を受ける権利を放棄した旨の陳述
- (4) 出願は、登録手数料及び公告手数料の納付を条件とする。(3) (b) に基づく延期の請求書が提出されるときは、公告手数料は、公告延期手数料に代えるものとする。
- (5) 出願は、施行規則に規定された条件を遵守していなければならない。
- (6) (2) 及び(3) (a) 及び(d) に記載した構成要素に含まれる情報は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさないものとする。

第 37 条 複合出願

(1) 複数の意匠を結合して、1 の登録共同体意匠の複合出願とすることができる。装飾の場合を除き、この結合は、意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品の全てが、意匠に関する国際分類の同一のクラスに属している場合に行うことができる。

(2) 複合出願をするためには、第 36 条(4)に記載した手数料の他に、追加登録手数料及び追加公告手数料を納付しなければならない。複合出願が公告延期の請求を含んでいる場合は、追加公告手数料は、追加公告延期手数料に代えるものとする。これらの追加手数料は、個々の追加意匠に対する基本手数料の比率に一致させるものとする。

(3) 複合出願は、施行規則に定められている提出要件に従わなければならない。

(4) 複合出願又は複合登録に含まれている個々の意匠は、本規則の適用上、他の意匠とは分離した取扱をすることができる。特に、個々の意匠は他の意匠と分離して、権利行使すること、ライセンス許諾をすること、又は対物的権利、強制執行若しくは支払不能訴訟手続の対象とすること、又は放棄、更新若しくは譲渡すること、又は公告延期の対象とすること、又は無効宣言の対象とすることができる。複合出願又は複合登録は、施行規則に定められている条件に基づく場合にのみ、個別の出願又は登録に分割することができる。

第 38 条 出願日

(1) 登録共同体意匠の出願日は、第 36 条(1)に指定した情報を含む書類が出願人によって商標意匠庁に提出された日、又は加盟国の工業所有権中央官庁若しくはベネルクス意匠庁に提出された場合は、当該官庁に提出された日とする。

(2) (1)を一部修正し、出願であつて、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁に提出され、第 36 条(1)に指定した情報を含む書類が提出された日から 2 月より後に商標意匠庁に到着したものに係る出願日は、当該書類を商標意匠庁が受領した日とする。

第 39 条 共同体出願の国内出願との同等性

出願日を認定された登録共同体意匠の出願は、加盟国において、正規の国内出願と同等であるものとし、該当する場合は、その出願について主張されている優先権についても同様とする。

第 40 条 分類

本規則の適用上、1968 年 10 月 8 日にロカルノにおいて調印された「意匠の国際分類を制定する協定の付属書」を使用するものとする。

第 2 節 優先権

第 41 条 優先権

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国において又は当該締約国に関して、正規に意匠権又は実用新案の出願をした者又はその権原承継人は、同一の意匠又は実用新案に関する登録共同体意匠の出願をする目的では、最初の出願の出願日から 6 月の優先権を有するものとする。

(2) 出願がされた加盟国の国内法又は2国間若しくは多国間の条約に基づき正規の国内出願と同等である全ての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。

(3) 「正規の国内出願」とは、その出願の結果如何を問わず、出願がされた日付を確定するために十分な全ての出願をいう。

(4) 先の最初の出願の対象である意匠について、同一の国において又は同一の国に関して後にされた出願は、先の出願が公衆の閲覧に供されないで、かつ、如何なる権利も存続させないで、後の出願の出願日までに取下げられ、放棄され又は拒絶されたこと、及び先の出願が未だ優先権主張の基礎とされていないことを条件として、優先権を決定する目的では、最初の出願とみなされるものとする。その後においては、先の出願は、優先権主張の基礎とすることができない。

(5) 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国でない国において行われた場合は、(1)から(4)までは、当該国が、公表された事実認定によれば、商標意匠庁に対してされた出願を基にし、かつ、本規則に規定されている条件と同等の条件に従って優先権を付与している場合にのみ適用するものとする。

第42条 優先権の主張

先の出願による優先権を利用しようとする登録共同体意匠の出願人は、優先権の申立書及び先の出願の謄本を提出しなければならない。後者の言語が、商標意匠庁の言語の1でない場合は、商標意匠庁は、商標意匠庁の言語の1による先の出願の翻訳文を要求することができる。

第43条 優先権の効果

優先権の効果とは、第5条、第6条、第7条、第22条、第25条(1)(d)及び第50条(1)の適用上、優先日が登録共同体意匠の出願に係る出願日とみなされるということである。

第44条 博覧会優先権

(1) 登録共同体意匠の出願人が、その意匠が組み込まれ又は適用された製品を、1928年11月22日にパリで調印され、1972年11月30日に最終改正された「国際博覧会に関する条約」の条件に該当する公式の又は公認の国際博覧会において開示している場合は、当該人は、前記製品の最初の開示日から6月の期間内に出願するときは、前記の日から第43条の意味における優先権を主張することができる。

(2) (1)に従い、施行規則に規定されている条件に基づいて優先権を主張しようとする出願人は、意匠が組み込まれ又は適用された製品を博覧会において開示したことの証拠を提出しなければならない。

(3) 加盟国又は第三国において認められた博覧会優先権は、第41条に規定した優先期間を延長するものではない。

第 V 編 登録手続

第 45 条 出願のための方式要件に関する審査

- (1) 商標意匠庁は出願日を認定するために、出願が第 36 条(1)に規定した要件を遵守しているか否かを審査しなければならない。
- (2) 商標意匠庁は、次の事項を審査しなければならない。
 - (a) 出願が、第 36 条(2), (3), (4) 及び(5), 並びに複合出願については、第 37 条(1) 及び(2) に規定した他の要件に従っているか否か
 - (b) 出願が、第 36 条及び第 37 条を施行するために施行規則に規定されている方式要件を満たしているか否か
 - (c) 第 77 条(2)の要件が満たされているか否か
 - (d) 優先権が主張されている場合は、優先権主張に関する要件が満たされているか否か
- (3) 出願のための方式要件に関する審査の条件は、施行規則によって規定するものとする。

第 46 条 修正可能な不備

- (1) 商標意匠庁が第 45 条による審査を行う際、訂正可能な不備があることに気付いた場合は、商標意匠庁は出願人に対し、所定の期間内にその不備を修正するよう要求するものとする。
- (2) 不備が第 36 条(1)に記載した要件に関するものであり、かつ、出願人が所定の期間内に商標意匠庁の要求を満たした場合は、商標意匠庁は、不備が修正された日を出願日として認定しなければならない。不備が所定の期間内に修正されなかった場合は、その出願は登録共同体意匠の出願として取り扱わないものとする。
- (3) 不備が、手数料の納付を含めて、第 45 条(2) (a), (b) 及び(c)にいう要件に関するものであり、かつ、出願人が所定の期間内に商標意匠庁の要求を満たした場合は、商標意匠庁は、出願書類の元の提出日を出願日として認定しなければならない。不備又は納付の不履行が所定の期間内に修正されなかった場合は、商標意匠庁は、その出願を拒絶しなければならない。
- (4) 不備が第 45 条(2) (d)にいう要件に関するものである場合は、所定の期間内に不備を修正しないことは、出願についての優先権の喪失をもたらすものとする。

第 47 条 不登録理由

- (1) 商標意匠庁が第 45 条による審査をし、保護を求められている意匠に関して次の事情があることに気付いたときは、その出願を拒絶しなければならない。
 - (a) 第 3 条(a)による定義に適合していないこと、又は
 - (b) 公の秩序又は容認された道徳の原則に反していること
- (2) 出願は、出願人に対して出願を取り下げ若しくは補正する機会、又は意見書を提出する機会を与える前に、これを拒絶してはならない。

第 48 条 登録

登録共同体意匠の出願が満たすべき要件が充足されており、かつ、その出願が第 47 条により拒絶されていない限り、商標意匠庁は、その出願を共同体意匠登録簿に登録共同体意匠として登録しなければならない。登録の日付は、その出願に関する第 38 条にいう出願日とする。

第 49 条 公告

登録をしたときは、商標意匠庁は登録共同体意匠を、第 73 条(1)に記載する共同体意匠公報に公告しなければならない。公告の内容は、施行規則によって定める。

第 50 条 公告の延期

(1) 登録共同体意匠の出願人は、出願時に、登録共同体意匠の公告をその出願の出願日又は優先権を主張しているときは優先日から 30 月の間、延期するよう請求することができる。

(2) 前記の請求があったときに、第 48 条に記載した条件が満たされている場合は、登録共同体意匠は登録するが、第 74 条(2)に従うことを条件として、意匠の表示も、またその出願に係るファイルも公衆の閲覧に供さないものとする。

(3) 商標意匠庁は、登録共同体意匠に関する公告延期の記事を共同体意匠公報に公告しなければならない。当該記事には、登録共同体意匠に関する権利所有者を特定する情報、それに係る出願の出願日及び施行規則に規定されているそれ以外の事項を添えなければならない。

(4) 商標意匠庁は、延期期間が満了したとき又は権利所有者からの請求によるそれより早い日に、登録簿における全ての登録事項及びその出願に関するファイルを公衆が閲覧することができるようにしなければならない。また、登録共同体意匠を共同体意匠公報に公告しなければならない。ただし、次の事項が施行規則に定められている期間内に満たされていることを条件とする。

(a) 公告手数料、及び複合出願の場合は、追加公告手数料が納付されていること

(b) 第 36 条(1)(c)による選択権が行使されている場合は、権利所有者が意匠の表示を商標意匠庁に提出していること

権利所有者が前記の要件を満たさなかったときは、登録共同体意匠は、本規則に定めた効果を初めから有していなかったものとみなす。

(5) 複合出願の場合、(4)は出願に含まれている意匠の一部のみに対して適用する必要がある。

(6) 公告延期期間中に登録共同体意匠を基にした法的手続の提起は、登録簿及びそれに係る出願のファイルに含まれている情報が訴訟の相手方に通知されていることを条件とする。

第 VI 編 登録共同体意匠の放棄及び無効

第 51 条 放棄

- (1) 登録共同体意匠の放棄は、権利所有者が商標意匠庁に対して書面をもってこれを宣言しなければならない。放棄は、登録簿に登録されるまでは、効果を有さないものとする。
- (2) 公告延期の対象である共同体意匠が放棄された場合は、その意匠は、本規則に規定した効果を初めから有していなかったものとみなす。
- (3) 登録共同体意匠は、その一部について放棄することができるが、ただし、補正後の形態が保護要件を満たしており、かつ、その意匠の同一性が保持されていることを条件とする。
- (4) 放棄は、登録簿に登録されている権利に係る所有者の合意がある場合にのみ、登録簿に登録するものとする。ライセンスが登録されている場合は、放棄の登録は、登録共同体意匠に係る権利所有者が自らの放棄の意思をライセンシーに通知したことを証明する場合にのみ、これを行うものとする。当該登録は、施行規則によって規定された期間が満了したときに行わなければならない。
- (5) 登録共同体意匠の権利について、第 14 条に係る訴訟が共同体意匠裁判所に提起されている場合は、商標意匠庁は、権利主張者の同意を得ることなしに、登録簿に放棄の登録をしてはならない。

第 52 条 無効宣言を求める申請

- (1) 第 25 条(2), (3), (4) 及び(5)に従うことを条件として、自然人又は法人並びにそのような行為をする権限を有する当局は、登録共同体意匠に関して無効宣言を求める申請書を商標意匠庁に提出することができる。
- (2) 申請は、理由を付した申立書の形式でしなければならない。無効宣言を求める申請のための手数料が納付されるまでは、申請はされたものとはみなさない。
- (3) 無効宣言の申請は、同一の内容及び訴訟原因に関係し、かつ、関連する当事者が同一である申請が、共同体意匠裁判所によって司法的に決定され、終局決定としての効力を獲得している場合は、受理しないものとする。

第 53 条 申請の審査

- (1) 商標意匠庁が無効宣言を求める申請を受理できると認めるときは、商標意匠庁は、第 25 条にいう無効理由が登録共同体意匠の維持を阻害するか否かを審査しなければならない。
- (2) 申請の審査は施行規則に従って行われるが、その審査において、商標意匠庁は当事者に対し、他方当事者からの又は同庁が発した通信に関し、商標意匠庁が定めた期間内に意見書を提出するよう必要の都度求めるものとする。
- (3) 登録共同体意匠の無効を宣言する決定は、それが確定したときは、登録簿に登録しなければならない。

第 54 条 侵害者とされている者による無効手続への参加

- (1) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める申請が行われ、かつ、未だ商標意匠庁による終局決定が行われていない場合は、第三者であって、その者を相手として同一意匠に関する

侵害訴訟が開始されていることを証明する者は、侵害訴訟が開始された日から 3 月以内に請求書を提出し、当事者として無効手続に参加することができる。

同じ規定を、第三者であって、共同体意匠の権利所有者から、意匠侵害であるとされた行為を停止するよう要求されていること、及び自らは共同体意匠を現に侵害してはいない旨の裁判所判決を求める手続を開始していることの双方を証明する者に対して適用するものとする。

(2) 当事者として参加するための請求は、理由を付した申立書として提出しなければならない。第 52 条(2)にいう無効手続手数料が納付されるまでは、前記の請求は提出されたものとはみなさない。手数料が納付されたときは、当該請求は、施行規則に定められた留保条項に従うことを条件として、無効宣言を求める申請として取り扱うものとする。

第 VII 編 審判請求

第 55 条 審判請求の対象とすることができる決定

- (1) 審査官、商標意匠管理法務部及び無効部による決定に対しては、審判請求をすることができる。審判請求は、停止効力を有するものとする。
- (2) 当事者の 1 に関して手続を終結させない決定に対しては、その決定が別途の審判請求を許容していない限り、終局決定と共にのみ、審判請求をすることができる。

第 56 条 審判請求をする権利を有する者及び審判請求手続の当事者となることができる者
決定によって不利益を受ける手続当事者は、審判請求をすることができる。手続に係る他の全ての当事者は、当然の権利として、審判請求手続の当事者であるものとする。

第 57 条 審判請求の期限及び方式

審判請求の通知は、審判請求の対象とする決定に関する通知日から 2 月以内に、商標意匠庁に書面により提出しなければならない。通知書は、審判請求手数料が納付された場合にのみ、提出されたものとみなす。決定に関する通知日から 4 月以内に、審判請求理由を記載した陳述書を提出しなければならない。

第 58 条 中間修正

- (1) 異議を申し立てられた決定を行った部門が、審判請求は受理することができるものであり、十分な理由があると判断したときは、当該部門はその決定を修正しなければならない。この規定は、手続に係る他の当事者が審判請求人に対立している場合は、適用しない。
- (2) 理由陳述書を受審してから 1 月以内に決定を修正しなかった場合は、その審判請求を遅滞なく、かつ、その理非に関する意見を加えることなく、審判部に送付しなければならない。

第 59 条 審判請求の審査

- (1) 審判請求が受理することができるものであるときは、審判部は、その審判請求を認めるべきか否かを審査しなければならない。
- (2) 審判請求の審査においては、審判部は、当事者に対し必要の都度、他方当事者からの又は自らが発した通信に関して、審判部が定める期間内に意見書を提出するよう求めるものとする。

第 60 条 審判請求についての決定

- (1) 審判部は、審判請求の理非に関して審査をした後、審判請求について決定をしなければならない。審判部は、審判請求をされた決定に対して責任を有する部門の管轄範囲にある権限を行使するか、又は当該部門に、その事件の更なる処理のために差し戻すかの何れかを行うことができる。
- (2) 審判部が審判請求をされた決定を行った部門に更なる処理のために当該事件を差し戻した場合は、当該部門は、事実が同一である限り、審判部の決定理由に拘束されるものとする。
- (3) 審判部の決定は、第 61 条(5)にいう期間が満了した日、又はその期間内に司法裁判所に訴訟が提起された場合は、当該訴訟が棄却された日からのみ、効力を生じるものとする。

第 61 条 司法裁判所に対する訴訟

- (1) 審判請求に関する審判部の決定に対しては、司法裁判所に訴訟を提起することができる。
- (2) 訴訟は、管轄権の欠如、基本的手続要件に対する違反、条約の、本規則の、又は権限の適用若しくは濫用に関する法の規則に対する違反を理由として提起することができる。
- (3) 司法裁判所は、効力が争われた決定を無効にし又は変更する権限を有する。
- (4) 訴訟は、審判部に対する手続の当事者であって、その決定により不利を被った者は何人も、これを提起することができる。
- (5) 訴訟は、審判部の決定に関する通知の日から 2 月以内に司法裁判所に対して提起しなければならない。
- (6) 商標意匠庁は、司法裁判所の判決を遵守するために必要な措置をとる義務を負うものとする。

第 VIII 編 商標意匠庁における手続

第 1 節 通則

第 62 条 決定の根拠とした理由の陳述

商標意匠庁の決定には、決定の根拠とした理由を陳述しなければならない。当該決定は、当事者が意見を提示する機会を有していた理由又は証拠のみを根拠としなければならない。

第 63 条 商標意匠庁による、その発意に基づく事実審査

- (1) 商標意匠庁に提起された手続においては、商標意匠庁は自己の発意に基づいて、事実審査をしなければならない。ただし、無効宣言に関する手続においては、商標意匠庁の審査は、当事者が提出した事実、証拠及び主張、並びに求められている救済に限定されるものとする。
- (2) 商標意匠庁は、関係当事者から期限内に提出されなかった事実又は証拠は無視することができる。

第 64 条 口頭手続

- (1) 商標意匠庁が口頭手続が便宜であると判断した場合は、商標意匠庁の提案又は手続当事者の請求の何れかにより、口頭手続を行うものとする。
- (2) 口頭手続は決定の申渡しを含め、公開して行うものとする。ただし、公開を認めることが特に手続の一方当事者にとって深刻かつ不当な不利益をもたらす場合において、手続が提起された部門がそれと異なる決定をした場合は、この限りでない。

第 65 条 証拠調べ

- (1) 商標意匠庁に提起された手続においては、証拠を提供し又は取得する方法は、次を含むものとする。
 - (a) 当事者の聴聞
 - (b) 情報の請求
 - (c) 証拠に係る書類及び品目の提出
 - (d) 証人の尋問
 - (e) 鑑定人の意見
 - (f) 書面による陳述であって、当該陳述書が作成された国の法律に基づいて宣誓若しくは確約がされているか、又はそれと類似の効力を有しているもの
- (2) 商標意匠庁の担当部門は、その構成員の 1 に委任して、提示された証拠を審査させることができる。
- (3) 商標意匠庁が当事者、証人又は鑑定人に口頭で証言させる必要があると判断したときは、商標意匠庁は、該当の者に商標意匠庁に出頭すべき旨の召喚状を発さなければならない。
- (4) 関係当事者には、商標意匠庁における証人又は鑑定人の聴聞について通知しなければならない。関係当事者は、出席し、かつ、証人又は鑑定人に質問する権利を有する。

第 66 条 通知

商標意匠庁は、関係人に対し当然のこととして、決定及び召喚、並びに通知その他の通信で

あって、期間の起算点となるもの、又は本規則又は施行規則の他の規定によって通知することが義務付けられているもの、又は商標意匠庁長官によって通知するよう命令されているものを通知しなければならない。

第 67 条 原状回復

(1) 登録共同体意匠の出願人若しくは所有者、又は商標意匠庁に対する手続に係るそれ以外の当事者であって、状況上必要なあらゆる注意を払ったにも拘らず、商標意匠庁に対する期間を遵守することができなかつた者は、当該不遵守が、本規則の規定により、何れかの権利又は救済手段の喪失を生じさせるという直接的結果を有する場合は、申請することによって、その権利を回復させるものとする。

(2) 申請は、期間不遵守の原因が消滅してから 2 月以内に書面により提出しなければならない。不履行となっていた手続は、当該期間内に完了させなければならない。申請は、遵守しなかつた期間の満了直後の 1 年以内のみ、受理されるものとする。登録更新請求書の不提出又は更新手数料の不納の場合は、第 13 条(3)第 2 文に定めた 6 月の追加期間は、前記の 1 年の期間から控除するものとする。

(3) 申請書は、その根拠とする理由を陳述し、また、その理由が依存している事実を提示するものでなければならない。申請書は、権利回復のための手数料が納付されるまでは、提出されたものとみなさない。

(4) 履行されなかつた手続に関して決定を下す権限を有する部門が、申請に関する決定をしなければならない。

(5) 本条の規定は、(2)及び第 41 条(1)にいう期間には適用しない。

(6) 登録共同体意匠の出願人又は所有者がその権利を回復させた場合、当該人は、第三者であって、登録共同体意匠の出願又は登録に関する権利の喪失から当該権利の回復に関する記事の公告までの間に、登録共同体意匠に関する保護の範囲に含まれる意匠を組み込んだ又は適用した製品を善意で市場に出した者に対しては、その権利を行使することができない。

(7) (6)の規定を利用することができる第三者は、登録共同体意匠の出願人又は所有者の権利を回復させる決定に対し、当該権利の回復に関する記事の公告の日から 2 月以内に、第三者手続を提起することができる。

(8) 本条の如何なる規定も、加盟国が、本規則に定められており、かつ、その国の当局に対して遵守されるべき期間に関して原状回復を認める権利を制限するものではない。

第 68 条 一般原則の援用

本規則、施行規則、手数料規則又は審判部の手続規則に手続規定が存在しない場合は、商標意匠庁は、加盟国において一般に承認されている手続法の原則を考慮に入れなければならない。

第 69 条 金銭債務の消滅

(1) 商標意匠庁の手数料の納付を受ける権利は、手数料の納付期日が到来した暦年の末日から 4 年が経過した後では、行使することができない。

(2) 商標意匠庁に対し、手数料、又は手数料に係る超過納付金の返還を求める権利は、その権利が発生した暦年の末日から 4 年が経過した後では、行使することができない。

(3) (1)及び(2)に定めた期間は、(1)の適用対象である事件については、手数料の納付請求によって、(2)の適用対象である事件については、理由を付した書面による請求によって、中断されるものとする。中断されたときは、その期間は、直ちに再開するものとし、また、遅くとも、それが最初に開始した年の末日から6年後には終了するものとするが、その期間内において、当該権利を執行するための法的手続が開始されているときは、この限りでない。この場合、その期間の終了時期は、判決が終局決定の効力を獲得したときから少なくとも1年が経過したときとする。

第2節 費用

第70条 費用配分

(1) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める手続又は審判請求手続における敗訴当事者は、他方当事者に生じた手数料並びに当該人に生じた、その手続に係る基本的費用の全てを負担しなければならない。前記の費用には、代理人、顧問又は弁護士の旅費、宿泊費・食費及び報酬を、施行規則に規定された条件に基づいて各種類の費用について定められている料率の範囲内で含めるものとする。

(2) ただし、各当事者が一部について成功し、他の項目においては失敗した場合、又は衡平の理由から必要とされる場合は、無効部又は審判部は、前記とは異なる費用配分を決定しなければならない。

(3) 登録共同体意匠を放棄することによって、又はその登録を更新しないことによって、又は無効宣言を求める申請若しくは審判請求を取り下げることによって、手続を終結させた当事者は、他方当事者に生じた、(1)及び(2)に規定した手数料及び費用を負担しなければならない。

(4) 事件が判決までに至らなかった場合は、費用配分は無効部又は審判部の裁量によるものとする。

(5) 当事者が、無効部又は審判部における手続の過程で(1)、(2)、(3)及び(4)に定めたものとは異なる費用をもって和解したときは、関係部門は当該合意を記録しなければならない。

(6) 請求があったときは、無効部又は審判部の登録部署が、前記の各項に従って支払われるべき費用の額を定めるものとする。そのようにして決定された金額は、施行規則に定められている期間内に請求があったときは、無効部又は審判部の決定によって再審理することができる。

第71条 費用の額を定めた決定の執行

(1) 費用の額を定めた商標意匠庁の終局決定は、執行することができる。

(2) 執行は、執行地において施行されている加盟国の民事訴訟手続規則に準拠するものとする。執行命令は、各加盟国の政府が執行の目的で指定して、商標意匠庁及び司法裁判所に通知している国内当局が、前記決定の真正性に関する証明以外の如何なる手続もなしに、その決定に追加するものとする。

(3) 当事者の申請に基づく手続が完了したときは、当該当事者は、その問題を権限を有する国内当局に直接に提起することにより、国内法に従って執行に進むことができる。

(4) 執行は、司法裁判所の決定による場合のみ停止させることができる。ただし、関係加

盟国の裁判所は、執行が不正規に行われている旨の告訴に対する管轄権を有するものとする。

第3節 加盟国の公衆及び当局への情報提供

第72条 共同体意匠登録簿

商標意匠庁は、共同体意匠登録簿として知られる登録簿を備えなければならず、当該登録簿には、本規則又は施行規則によって登録することが定められている事項を記載しなければならない。登録簿は、第50条(2)に定めた別段の事情の場合を除き、公衆の閲覧に供さなければならない。

第73条 定期刊行物

(1) 商標意匠庁は、登録簿中の公衆による閲覧を認めている登録事項、及び本規則又は施行規則によって公告することが定められている他の細目を掲載する共同体意匠公報を定期的に発行しなければならない。

(2) 商標意匠庁長官が発する一般的性格の通知及び情報並びに本規則又はその施行規則に関連する他の情報は、商標意匠庁の公報に公告しなければならない。

第74条 ファイルの閲覧

(1) 登録共同体意匠の出願であって、未だ公告されていないものに関するファイル、又は登録共同体意匠であって、第50条による公告延期の対象とされているもの、若しくは公告延期の対象であったが、その期間の満了以前に放棄されているものに関するファイルは、登録共同体意匠に関する出願人又は権利所有者の同意を得ないで、公衆の閲覧に供してはならない。

(2) 正当な利害関係を証明することができる者は、登録共同体意匠の出願人又は権利所有者の同意を得ないで、公告の前又は(1)に規定した事情における後者の放棄の後、ファイルを開覧することができる。

本規定は特に、利害関係人が、登録共同体意匠の出願人又は権利所有者が当該人を相手として、登録共同体意匠に基づく権利を行使するための手段を講じていることを証明した場合に適用するものとする。

(3) 登録共同体意匠の公告の後には、請求することにより、そのファイルを開覧することができる。

(4) ただし、(2)又は(3)に従ってファイルが開覧される場合は、ファイル中の一定の書類は、施行規則の規定に従って、その閲覧を差し控えることができる。

第75条 行政上の協力

本規則又は国内法に別段の定めがある場合を除き、商標意匠庁、及び加盟国の裁判所又は当局は、請求を受けたとき、情報を伝えること又はファイルを開覧に供することによって、相互に援助しなければならない。

商標意匠庁がファイルを裁判所、公訴機関又は工業所有権中央官庁による閲覧に供するときは、当該閲覧には、第74条に規定した制限を課してはならない。

第 76 条 刊行物の交換

(1) 商標意匠庁及び加盟国の工業所有権中央官庁は、請求を受けたときは、請求人自身の使用のために、個々の刊行物の 1 又は 2 部以上を相互に無償で送付しなければならない。

(2) 商標意匠庁は、刊行物の交換又は提供に関する協定を締結することができる。

第 4 節 代理

第 77 条 代理に関する一般原則

(1) (2)に従うことを条件として、何人も商標意匠庁に対し、代理人を介することを強制されないものとする。

(2) (3)第 2 段落を損なうことなしに、共同体内に住所、主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有していない自然人又は法人は、登録共同体意匠を出願することを除き、本規則によって定められている商標意匠庁に対する全ての手続においては、第 78 条(1)に従って、商標意匠庁に対する代理人を立てなければならない。施行規則によって、他の例外を認めることができる。

(3) 共同体内に住所又は主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する自然人又は法人は、その従業者の 1 を商標意匠庁に対する代理人とすることができ、それに伴い、当該人はそれに係るファイルに挿入するために、施行規則に定められた事項を記載した署名済委任状を提出しなければならない。本項の適用を受ける法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人であって、住所、主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有していないものについても、その代理をすることができる。

第 78 条 職業としての代理

(1) 商標意匠庁に対する本規則に基づく手続については、次の者のみが自然人又は法人の代理をすることができる。

(a) 加盟国の 1 における有資格の弁護士であって、共同体内に営業所を有している者。ただし、該当する加盟国において、工業所有権事件の代理人として行動する資格を有していることを条件とする。又は

(b) 共同体商標規則第 89 条(1)(b)にいう職業代理人名簿にその名称が登録されている職業代理人、又は

(c) (4)にいう意匠事件に関する職業代理人特別名簿に、その名称が登録されている者

(2) (1)(c)にいう者は、商標意匠庁に対する意匠事件の手続においてのみ、第三者を代理する資格を有するものとする。

(3) 代理人がファイルに挿入するための署名済委任状を商標意匠庁に提出しなければならないか否か、及びどのような条件に基づいて提出しなければならないかは、施行規則によって規定されるものとする。

(4) 次の条件を満たしている自然人は、意匠事件に関する職業代理人特別名簿への登録を受けることができる。

(a) 当該人は、加盟国の 1 の国民でなければならない。

(b) 当該人は、共同体において営業所を有し又は雇用されていなければならない。

(c) 当該人は、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁に対し、自然人又は法人の代理をする資格を有していなければならない。意匠事件の代理をする資格に、特別な専門職としての資格が要件として付されていない国においては、特別名簿への登録を申請する者は、少なくとも5年間、工業所有権中央官庁に対し、慣行的に意匠事件の手続を行っていた者でなければならない。ただし、意匠事件に関し、加盟国の1の工業所有権中央官庁に対して自然人又は法人の代理をする職業資格をその国によって定められた規則に従って公式に認められている者には、前記の職業実務の条件を課してはならない。

(5) (4)にいう特別名簿への登録は、関係加盟国の工業所有権中央官庁が交付し、同項に規定した条件が満たされていることを記載した証明書を添付して請求がなされたときに、これを行うものとする。

(6) 商標意匠庁長官は、次の要件の適用除外を認めることができる。

(a) 特別な状況における(4)(a)の要件

(b) 申請者が別の方法で所要の資格を取得している旨の証拠を提出した場合における(4)(c)第2文の要件

(7) 名簿から代理人を抹消するための条件は、施行規則によって定めるものとする。

第 IX 編 共同体意匠に関する訴訟の管轄権及び手続

第 1 節 管轄権及び執行

第 79 条 管轄権及び執行に関する条約の適用

(1) 本規則に別段の定めがある場合を除き、1968 年 9 月 27 日にブリュッセルにおいて調印された「民事事件及び商事事件についての管轄権及び判決の執行に関する条約」（以下「管轄権及び執行に関する条約」という）は、共同体意匠及び登録共同体意匠の出願に関する手続並びに同時保護を享受する共同体意匠及び国内意匠を基にする訴訟に係る手続に適用する。

(2) (1)によって適用されることになる管轄権及び執行に関する条約の規定は、加盟国に対し、その時点で当該加盟国に関して効力を有している正文によってのみ、効力を有するものとする。

(3) 第 85 条にいう訴訟及び反訴に関する手続の場合は、

(a) 管轄権及び執行に関する条約第 2 条、第 4 条、第 5 条(1)、(3)、(4)及び(5)、第 16 条(4)並びに第 24 条は、適用しないものとする。

(b) 同条約第 17 条及び第 18 条は、本規則第 82 条(4)の制限に従うことを条件として、適用するものとする。

(c) 加盟国に住所を有する者に適用される同条約第 II 編の規定は、加盟国に住所を有していないが、施設を有している者にも適用するものとする。

(4) 管轄権及び執行に関する条約の規定は、当該条約が未だ発効していない加盟国に対しては、効力を有さないものとする。条約が発効するまでは、当該加盟国においては、(1)にいう手続は、該当する他の加盟国との関係を定めた 2 国間又は多国間の条約、又はそのような条約が存在していない場合は、決定に関する管轄権、承認及び執行に関する国内法に準拠するものとする。

第 2 節 共同体意匠の侵害及び効力に関する紛争

第 80 条 共同体意匠裁判所

(1) 加盟諸国はその領域内に、本規則によって課せられた任務を遂行する第 1 審及び第 2 審の国内の裁判所及び審判所(共同体意匠裁判所)をできる限り制限した数で指定しなければならない。

(2) 各加盟国は 2005 年 3 月 6 日までに、名称及び地域管轄権を表示した共同体意匠裁判所一覧を欧州共同体委員会に通知しなければならない。

(3) (2)にいう一覧を通知した後、共同体意匠裁判所の数、名称又は地域管轄権に関する変更を行った場合は、関係加盟国はその変更を遅滞なく欧州共同体委員会に通知しなければならない。

(4) 欧州共同体委員会は、(2)及び(3)に規定した情報を加盟国に通知し、また、欧州共同体公報に公告しなければならない。

(5) 加盟国の中に(2)に規定した一覧を通知していない国があった場合は、第 81 条の対象である訴訟から生じ、当該国の裁判所が第 82 条により管轄権を有する手続についての管轄権は、当該国の裁判所であって、その国の国内意匠権に関する手続について地域管轄権及び事

物管轄権を有するものに属するものとする。

第 81 条 侵害及び有効性に関する管轄権

共同体意匠裁判所は、次の事項に関して排他的管轄権を有するものとする。

- (a) 共同体意匠に係る侵害訴訟、及び国内法によって許容されている場合は、侵害の真に関する訴訟
- (b) 国内法によって許容されている場合は、共同体意匠に関する非侵害宣言を求める訴訟
- (c) 無登録共同体意匠の無効宣言を求める訴訟
- (d) (a)に基づく訴訟に関連して提起された、共同体意匠に関して無効宣言を求める反訴

第 82 条 国際管轄権

(1) 本規則の規定及び第 79 条に従って適用される管轄権及び執行に関する条約の規定に従うことを条件として、第 81 条にいう訴訟及び反訴に係る手続は、被告が住所を有している加盟国、又は何れの加盟国にも住所を有していないときは、施設を有している加盟国の裁判所に提起しなければならない。

(2) 被告が何れの加盟国においても、住所及び施設の何れも有していない場合は、それらの手続は、原告が住所を有している加盟国、又は何れの加盟国にも住所を有していないときは、施設を有している加盟国の裁判所に提起しなければならない。

(3) 被告及び原告の何れも、上記の住所及び施設の何れも有していないときは、上記の手続は、商標意匠庁が所在している加盟国の裁判所に提起しなければならない。

(4) (1)、(2)及び(3)に拘らず、

(a) 当事者が、別の共同体意匠裁判所が管轄権を有することに同意した場合は、管轄権及び執行に関する条約第 17 条を適用する。

(b) 被告が別の共同体意匠裁判所への出頭を申し出た場合は、同条約第 18 条を適用する。

(5) 第 81 条(a)及び(d)にいう訴訟及び反訴に関する手続は、侵害行為が行われたか又はその真がある加盟国の裁判所にも提起することができる。

第 83 条 侵害に関する管轄権の範囲

(1) 第 82 条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づいて管轄権を有する共同体意匠裁判所は、全ての加盟国の領域内における侵害の実行又はその真がある行為に関して管轄権を有するものとする。

(2) 第 82 条(5)に基づいて管轄権を有する共同体意匠裁判所は、当該裁判所が所在している加盟国の領域内における侵害の実行又はその真がある行為に関してのみ、管轄権を有するものとする。

第 84 条 共同体意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴

(1) 共同体意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴は、第 25 条に記載した無効理由のみをその根拠とすることができる。

(2) 第 25 条(2)、(3)、(4)及び(5)にいう事情においては、訴訟又は反訴は、これらの規定に基づく権利を有する者のみが提起することができる。

(3) 共同体意匠に係る権利所有者が既に当事者ではなくなっている法的手続において反訴が提起された場合は、当該人にそれについての通知を行うものとし、当該人は、裁判所が所在

している加盟国の法律に規定されている条件に従って、その訴訟に当事者として参加することができる。

(4) 非侵害の宣言を求める訴訟においては、共同体意匠の有効性を争点とすることはできない。

第 85 条 有効性の推定—理非に関する抗弁

(1) 登録共同体意匠に関する侵害訴訟又は侵害の虞に対する訴訟については、共同体意匠裁判所は、当該共同体意匠は有効なものとして取り扱わなければならない。有効性に関しては、無効宣言を求める反訴による場合にのみ、検討を求めることができる。ただし、共同体意匠の有効性に関して反訴以外の方法で提出される抗弁は、被告が、本人に属する、第 25 条 (1) (d) の意味における先の国内意匠権のために、共同体意匠に関する無効宣言が可能である旨の主張をしている限り、受理されるものとする。

(2) 無登録共同体意匠に関する侵害訴訟又は侵害の虞に対する訴訟については、共同体意匠裁判所は、権利所有者が、第 11 条に規定されている条件が満たされていることの証拠を提出し、かつ、当該人の共同体意匠の独自性を構成する内容を表示しているときは、当該共同体意匠を有効なものとして取り扱わなければならない。ただし、被告は抗弁により又は無効宣言を求める反訴をもって、その有効性に異議を申し立てることができる。

第 86 条 無効判決

(1) 共同体意匠裁判所に対する手続において、無効宣言を求める反訴によって共同体意匠が争点とされた場合において、

(a) 裁判所は、第 25 条に記載した理由の何れかにより共同体意匠の維持が阻害されると認定したときは、その共同体意匠の有効性を宣言しなければならない。

(b) 裁判所は、第 25 条に記載した理由の何れも共同体意匠の維持を阻害しないと認定したときは、その反訴を棄却しなければならない。

(2) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める反訴が提出された共同体意匠裁判所は、商標意匠庁に反訴が提出された日を通知しなければならない。後者は、この事実を登録簿に登録しなければならない。

(3) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める反訴を聴聞する共同体意匠裁判所は、登録共同体意匠に係る権利所有者から申請があったときは、他方当事者を聴聞した後、手続を停止させ、かつ、被告に対し、当該裁判所が定める期限内に、無効宣言を求める申請を商標意匠庁に提出するよう要求することができる。申請が期限内に行われなかったときは、手続を継続しなければならない。反訴は取り下げられたものとみなす。第 91 条 (3) を適用する。

(4) 共同体意匠裁判所は、登録共同体意匠に関する無効宣言を求める反訴に対して判決を下し、それが確定したときは、当該判決の謄本を商標意匠庁に送付しなければならない。当事者は、この送付に関する情報を請求することができる。商標意匠庁は施行規則の規定に従って、当該判決を登録簿に記載しなければならない。

(5) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める反訴は、同一の内容及び訴訟原因に関係し、かつ、同一の当事者に係る申請が、商標意匠庁による決定をもって既に裁決され、それが確定しているときは、これを行うことができない。

第 87 条 無効判決の効力

共同体意匠の無効を宣言する共同体意匠裁判所の判決が確定したときは、当該判決は全加盟国において、第 26 条に定めた効力を有するものとする。

第 88 条 適用法

- (1) 共同体意匠裁判所は、本規則の規定を適用しなければならない。
- (2) 本規則によって規定されていない事項に関しては、共同体意匠裁判所は、国際私法を含め、その国の国内法を適用しなければならない。
- (3) 本規則に別段の定めがない限り、共同体意匠裁判所は、裁判所が所在している加盟国における、国内意匠権に係る同一種類の訴訟に関する手続規則を適用しなければならない。

第 89 条 侵害訴訟における制裁

- (1) 侵害又は侵害の虞に対する訴訟において、共同体意匠裁判所は、被告が共同体意匠を侵害し又は侵害する虞があると認定したときは、次の措置を命令しなければならない。ただし、それを行わない特別な理由があるときは、この限りでない。
 - (a) 被告に対し、共同体意匠を侵害し又は侵害する虞のある行為の継続を禁止する命令
 - (b) 侵害製品を押収する命令
 - (c) 主として侵害商品を製造するために使用される材料及び道具を押収する命令。ただし、その所有者が当該使用の意図した効果を知っていたか、又はその効果が状況上明らかであったと考えられることを条件とする。
 - (d) 侵害又は侵害となる虞のある行為が行われる国の国際私法を含む法律によって規定されており、その状況に適切な他の制裁を課す命令
- (2) 共同体意匠裁判所はその国内法に従って、(1)にいう命令が確実に遵守されるようにするための措置をとらなければならない。

第 90 条 保護措置を含む暫定措置

- (1) 共同体意匠裁判所を含む加盟国の裁判所に対し、他の加盟国の共同体意匠裁判所が、本規則に基づいて、その事件の実体に関する管轄権を有する場合であっても、その国の法律に基づいて利用することができる国内意匠権に関する保護措置を含む暫定措置を、共同体意匠に関して求める申請をすることができる。
- (2) 保護措置を含む暫定措置に関する手続においては、共同体意匠の無効に関して被告が提出する反訴以外の形での抗弁を受理することができるものとする。なお、第 85 条(2)を準用する。
- (3) 第 82 条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づいて管轄権を有する共同体意匠裁判所は、管轄権及び執行に関する条約第 III 編による承認及び執行のために必要な手続に従うことを条件として、何れかの加盟国領域において適用することができる保護措置を含む暫定措置を承認することについての管轄権を有するものとする。他の裁判所は、当該管轄権を有さないものとする。

第 91 条 関連訴訟に関する特則

- (1) 第 81 条にいう訴訟であって、非侵害の宣言を求める訴訟以外のものを聴聞する共同体意

匠裁判所は、共同体意匠の有効性が登録共同体意匠に関する反訴のために既に他の共同体意匠裁判所において争点とされている場合、又は登録共同体意匠に関して、無効宣言を求める申請が既に商標意匠庁に提出されている場合は、その聴聞を継続する特別な理由がない限り、関係当事者を聴聞した後での当該裁判所自体の発意により、又は一方の当事者の請求を受け、かつ、他方の当事者を聴聞した後、その手続を中断するものとする。

(2) 商標意匠庁は、登録共同体意匠に関する無効宣言を求める申請を聴聞するに際し、登録共同体意匠の有効性が反訴のために既に共同体意匠裁判所において争点とされている場合は、その聴聞を継続する特別な理由がない限り、関係当事者を聴聞した後での自らの発意により、又は一方の当事者の請求を受け、かつ、他方の当事者を聴聞した後、その手続を中断するものとする。ただし、共同体意匠裁判所に対する手続当事者の1が中断の請求をしたときは、当該裁判所は他方の手続当事者を聴聞した後、その手続を中断することができる。商標意匠庁はこの場合、同庁に係属している手続を続行しなければならない。

(3) 共同体意匠裁判所がその手続を中断するときは、裁判所は中断期間を対象として、保護措置を含む暫定措置を命じることができる。

第92条 第2審共同体意匠裁判所の管轄権一更なる上訴

(1) 第81条にいう訴訟及び反訴から生じた手続に関する第1審共同体意匠裁判所の判決に対しては、第2審共同体意匠裁判所に上訴することができる。

(2) 第2審共同体意匠裁判所への上訴を可能とする条件は、その裁判所が所在している加盟国の国内法によって定めるものとする。

(3) 第2審共同体意匠裁判所の判決に関しては、更なる上訴に関する国内規則を適用するものとする。

第3節 共同体意匠に関するその他の紛争

第93条 共同体意匠裁判所でない国内裁判所の管轄権に関する補足規定

(1) 第79条(1)又は(4)に基づく管轄権を有する裁判所が存在している加盟国内においては、それらの裁判所であって、当該国における国内意匠権に関する訴訟について地域管轄権及び事物管轄権を有するものが、第81条に規定した訴訟以外の共同体意匠に関する訴訟についての管轄権を有するものとする。

(2) 第81条にいう訴訟以外の共同体意匠に関する訴訟については、第79条(1)及び(4)並びに本条(1)による管轄権を有する裁判所がないときは、商標意匠庁が所在している加盟国の裁判所において聴聞を受けることができる。

第94条 国内裁判所の義務

第81条にいう訴訟以外の共同体意匠に関する訴訟を処理する国内裁判所は、それに係る意匠を有効なものとして取り扱わなければならない。なお、第85条(2)及び第90条(2)を準用する。

第 X 編 加盟国の法律に対する効果

第 95 条 共同体意匠及び国内意匠権を基礎とする並行訴訟

(1) 侵害又は侵害の虞に対する複数の訴訟であって、訴訟原因が同一であり、かつ、同一の当事者間でのものが、異なる加盟国の裁判所に提起され、一方が共同体意匠を基礎としており、かつ、他方が同時保護を提供する国内意匠権を基礎としている場合は、最初に提起された裁判所でない裁判所は、自らの発意により、他方の裁判所のために管轄権を辞退するものとする。管轄権の辞退を義務付けられる裁判所は、他方の裁判所の管轄権が争われている場合は、その手続を中断することができる。

(2) 共同体意匠を基礎として、侵害又は侵害の虞に対する訴訟を審理する共同体意匠裁判所は、同時保護を提供する意匠権を基礎として、同一の訴訟原因についての及び同一の当事者間での問題の是非に関して終局判決が下されている場合は、その訴訟を却下しなければならない。

(3) 国内意匠権を基礎として、侵害又は侵害の虞に対する訴訟を審理する裁判所は、同時保護を提供する共同体意匠を基礎として、同一の訴訟原因についての及び同一の当事者間での問題の是非に関して終局判決が下されている場合は、その訴訟を却下しなければならない。

(4) (1)、(2)及び(3)は、保護措置を含む暫定的措置に関しては適用しないものとする。

第 96 条 国内法を基礎とする他の保護方式との関係

(1) 本規則の規定は、無登録意匠、商標又はその他の識別性を有する標識、特許、実用新案、印刷書体、民事責任及び不正競争に関する共同体法又は関係加盟国の法律の如何なる規定も損なわないものとする。

(2) 共同体意匠によって保護される意匠は、当該意匠が創作され又はある形に決められた日から、加盟国の著作権法に基づく保護も受ける資格を有するものとする。保護を付与する範囲及び保護を付与するための条件は、必要とされる独創性の程度を含め、各加盟国が決定するものとする。

第 XI 編 商標意匠庁に関する補足規定

第 1 節 通則

第 97 条 通則

本編に別段の規定がされていない限り、共同体商標規則第 XII 編は、本規則に基づく商標意匠庁の業務に適用する。

第 98 条 手続言語

(1) 登録共同体意匠の出願は、共同体公用語の 1 によって行わなければならない。

(2) 出願人は、商標意匠庁の言語の 1 であって、商標意匠庁に対する手続に係る可能な言語として使用することを承諾する第 2 言語を表示しなければならない。

出願が商標意匠庁の言語の 1 でない言語で行われた場合は、商標意匠庁は、その出願を出願人が表示した言語に翻訳させる手配をしなければならない。

(3) 登録共同体意匠の出願人が商標意匠庁に対する手続の唯一の当事者であるときは、手続言語は、出願のために使用された言語とする。出願が商標意匠庁の言語でない言語で行われた場合は、商標意匠庁は出願人に対し、出願人が出願において表示した第 2 言語による通知書面を送付することができる。

(4) 無効手続の場合において、登録共同体意匠の出願のために使用された言語が商標意匠庁の言語の 1 であるときは、手続言語はその言語としなければならない。出願が商標意匠庁の言語以外の言語で行われていたときは、手続言語は、出願に表示された第 2 言語としなければならない。

無効宣言を求める申請は、手続言語により提出しなければならない。

手続言語が、登録共同体意匠の出願のために使用された言語でない場合は、共同体意匠の権利所有者は、出願に係る言語による意見書を提出することができる。商標意匠庁は、その意見書を手続言語に翻訳させる手配をしなければならない。

商標意匠庁が負担する翻訳費用は、事件の複雑性によって正当化されるときに商標意匠庁が認める一部変更に従うことを条件として、商標意匠庁が受領する平均規模の陳述書を基にして各種の事件について定める金額を超えることができない旨を施行規則によって規定することができる。前記の金額を超える支出は、第 70 条により、敗訴当事者に割り当てることができる。

(5) 無効手続の当事者は、共同体の別の公用語をその手続言語とすることに同意することができる。

第 99 条 公告及び登録簿

(1) 本規則又は施行規則によって公告するよう定められている全ての情報は、共同体の全ての公用語によって公告しなければならない。

(2) 共同体意匠登録簿への登録の全ては、全ての共同体公用語で行わなければならない。

(3) 疑義があるときは、登録共同体意匠の出願をしたときに使用されている商標意匠庁の言語による原文を真正なものとする。出願が商標意匠庁の言語の 1 ではない、共同体公用語でされていた場合は、出願人が表示した第 2 言語による原文を真正なものとしなければならない。

い。

第 100 条 長官の補充的権限

商標意匠庁長官は、共同体商標規則第 119 条によって長官に付与されている職務及び権限に加え、管理委員会及び手数料規則の場合は予算委員会と協議した後、本規則、施行規則、手数料規則及び登録共同体意匠に適用される範囲での他の規則に関する改正提案を欧州共同体委員会に提出することができる。

第 101 条 管理委員会の補充的権限

管理委員会は、共同体商標規則第 121 条以下又は本規則の他の規定によって付与されている権限に加え、次のことを行うものとする。

- (a) 第 111 条(2)に従い、登録共同体意匠の出願に係る最初の出願日を定めること
- (b) 方式要件の審査、登録拒絶の理由に関する審査並びに商標意匠庁における無効手続に関する審査基準の採択前に、及び本規則に定めた他の事情に関して、諮問を受けること

第 2 節 手続

第 102 条 権限

本規則に定めた手続に関する決定を行う上で、次のものが権限を有するものとする。

- (a) 審査官
- (b) 商標意匠管理法務部
- (c) 無効部
- (d) 審判部

第 103 条 審査官

審査官は、商標意匠庁を代表して登録共同体意匠の出願に関する決定を下す責任を有するものとする。

第 104 条 商標意匠管理法務部

- (1) 共同体商標規則第 128 条によって規定されている商標管理法務部は、商標意匠管理法務部に変更するものとする。
- (2) 商標意匠管理法務部は、共同体商標規則によって同部に付与された権限に加え、本規則によって要求されている決定であって、審査官又は無効部の権限に属していないものについて決定を下す責任を有するものとする。同部は特に、登録簿への登録に関する決定に責任を有するものとする。

第 105 条 無効部

- (1) 無効部は、登録共同体意匠に関する無効宣言を求める申請に関して決定を下す責任を有するものとする。
- (2) 無効部は 3 名の構成員をもって構成する。構成員の内、少なくとも 1 名は法律職でなければならない。

第 106 条 審判部

共同体商標規則によって設置された審判部は、同規則第 131 条によって当該部に付与された権限に加え、審査官、無効部の決定及び商標意匠管理法務部の決定の内の共同体意匠に関する決定から生じる審判請求に関して決定を下す責任を有するものとする。

第 XIa 編 意匠の国際登録

第 1 節 通則

第 106a 条 規定の適用

(1) 本編において別段の定めがない限り、本規則及び第 109 条に従って採用された本規則の施行規則は、ジュネーヴアクトに基づき、世界知的所有権機関の国際事務局が維持する国際登録簿への工業意匠の共同体を指定する登録(以下「国際事務局」及び「国際登録」という)について準用する。

(2) 共同体を指定する国際登録の国際登録簿への記録は、商標意匠庁の共同体意匠登録簿になされたのと同じ効果を有し、かつ、共同体を指定する国際登録の国際事務局公報での公告は、共同体意匠公報に公告されたのと同じ効果を有する。

第 2 節 共同体を指定する国際登録

第 106b 条 国際出願の出願手続

ジュネーヴアクト第 4 条(1)に従う国際出願は、国際事務局へ直接しなければならない。

第 106c 条 指定手数料

ジュネーヴアクト第 7 条(1)にいう所定の指定手数料は、個々の指定手数料により置き換えられる。

第 106d 条 欧州共同体を指定する国際登録の効果

(1) 共同体を指定する国際登録は、ジュネーヴアクト第 10 条(2)にいうその登録日から、登録共同体意匠の出願と同一の効果を有する。

(2) 拒絶の通知がされず、又は拒絶が取下げられた場合は、意匠の共同体を指定する国際登録は、(1)にいう日から、登録共同体意匠としての意匠登録と同一の効果を有する。

(3) 商標意匠庁は、施行規則に定める条件に従って、(2)にいう国際登録に関する情報を提供する。

第 106e 条 拒絶

(1) 商標意匠庁は、国際登録の審査を実行するに際し、保護を求める意匠が第 3 条(a)に基づく定義に合致しないこと、又は公の秩序又は容認された道徳の原則に反していることを認められた場合は、国際登録の公告日から 6 月以内に、拒絶の通知を国際事務局に送付しなければならない。当該通知には、拒絶の基礎となった理由を記載しなければならない。

(2) 国際登録の共同体における効果は、所有者が共同体に関して国際登録を放棄し、又は意見書を提出する機会を与えられる前に、拒絶されることはない。

(3) 拒絶理由に関する審査の条件は、施行規則において定める。

第 106f 条 国際登録の効果の無効

(1) 国際登録の共同体における効果は、第 VI 編及び第 VII 編の手続に従って、又は侵害訴訟

における反訴に基づき共同体意匠裁判所により、部分的又は全面的に無効を宣言することができる。

(2) 商標意匠庁は、無効を認識したときは、国際事務局にこれを通知する。

第 XII 編 最終規定

第 107 条 施行規則

- (1) 本規則を施行する規程は、施行規則として採択されるものとする。
- (2) 既に本規則に定めている手数料に加え、次の事情においては、施行規則及び手数料規則に定める適用細則に従って、手数料を課するものとする。
 - (a) 登録手数料の追納
 - (b) 公告手数料の追納
 - (c) 公告延期手数料の追納
 - (d) 複合出願追加手数料の追納
 - (e) 登録証謄本の交付
 - (f) 登録共同体意匠の移転の登録
 - (g) 登録共同体意匠に係るライセンス又は他の権利の登録
 - (h) ライセンス又は他の権利の登録の抹消
 - (i) 登録簿抄本の交付
 - (j) ファイルの閲覧
 - (k) ファイルに含まれている書類の写しの交付
 - (l) ファイルに含まれている情報の伝達
 - (m) 返還されるべき手続費用の決定についての見直し
 - (n) 出願に係る認証謄本の交付
- (3) 施行規則及び手数料規則は、第 109 条(2)に定める手続に従って採択及び修正されるものとする。

第 108 条 審判部の手続規則

審判部の手続規則は、第 109 条(2)に規定した手続に従って採択される、必要な調整又は追加規定を損なうことなく、同部が本規則に基づいて聴聞する審判請求に適用するものとする。

第 109 条 委員会

- (1) 欧州共同体委員会は、委員会の補佐を受けものとする。
- (2) 本項への言及がされている場合は、決定 1999/468/EC 第 5 条及び第 7 条を適用するものとする。決定 1999/468/EC 第 5 条(6)に定められている期間は、3 月とする。
- (3) 委員会は、その手続規則を採択しなければならない。

第 110 条 経過規定

- (1) 本規則の改正に関する欧州共同体委員会の提案に基づいてその改正が施行されるときまでは、共同体意匠としての保護は、意匠であって、複合製品の元の外観を回復する修理のために、第 19 条(1)の意味において使用される複合製品の構成部品を構成しているものについては、存在しないものとする。
- (2) (1)にいう欧州共同体委員会提案は、同委員会が指令 98/71/EC 第 18 条に従ってその主題に関して提案する変更と共に提出されるものとし、かつ、当該変更を考慮するものとする。

第 110a 条 共同体の拡張に関する規定

(1) ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、クロアチア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア及びスロバキア(以下「新加盟国」という)の加盟日から、それぞれの加盟日前に本規則に従って保護されていた又は出願されていた共同体意匠は、これら新加盟国の領域に拡張され、共同体全域にわたり同等の効果を有する。

(2) 登録共同体意匠の出願は、第 47 条(1)に掲げる非登録性の理由が新加盟国の加盟によってのみ適用されることになった場合でも、これらの理由の何れかに基づいて拒絶されることはない。

(3) (1)にいう共同体意匠は、無効の理由が新加盟国の加盟によってのみ適用されることになった場合でも、第 25 条(1)に従う無効の宣言をされることはない。

(4) 新加盟国における先の権利についての出願人又は所有者は、第 25 条(1) (d), (e)又は(f)に該当する共同体意匠の、当該先の権利が保護されている領域での使用に異議を申し立てることができる。この規定の適用上、「先の権利」とは、加盟前に善意で取得された権利又はなされた出願の権利をいう。

(5) (1), (3)及び(4)は、無登録共同体意匠にも適用される。第 11 条に従って、共同体の領域内で公衆の利用に供されていない意匠は、無登録共同体意匠としての保護を享受することができない。

第 111 条 施行

(1) 本規則は、欧州共同体公報におけるその公布から 60 日後に施行する。

(2) 登録共同体意匠の出願は、管理委員会が商標意匠庁長官の勧告に基づいて定める日以降、商標意匠庁に提出することができる。

(3) (2)にいう日の前 3 月以内に提出された登録共同体意匠の出願は、前記の日に出願されたものとみなす。

本規則は全加盟国に関し、その全体において拘束力を有し、かつ、直接に適用するものとする。